熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について (通知)

令和6年3月14日に熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について、県技術管理室長より通知があったことから、試行について一部改正することとしましたので通知します。

記

1 補正の試行に係る改正(別紙)

設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数(事前計上)は、「最寄りの気象観測所における直近過去3ヵ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値(小数3位四捨五入)。対象期間が15日/月以上あれば、平均値の1/2(小数3位四捨五入)を計上。工期末10日間は除く。」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

2 関連する通知の廃止

・新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う「熱中症対策に 資する現場管理費の補正」の試行の改正等について(令和5年7月4日建菅第9 0号建設局長通知)

3 適用

令和6年4月1日

4 既契約工事における取扱

本通知以前に工事打合簿または変更指示書において、補正対象となる真夏日の設定をしている場合には、本運用を踏まえた真夏日を再設定し、計上することについて、発注者発議の工事打合簿により受注者と協議した上で設計変更を行うこととする。

【問合せ先】

建設局建設管理部管理課技術管理係 直通 216-1475·内線 3365